

令和4年度住むなら埼玉移住総合支援事業業務委託仕様書 (企画提案用)

1 委託業務名

令和4年度住むなら埼玉移住総合支援事業業務委託

2 委託業務の目的

埼玉県は、県全体では増加しているものの、圏央道以北の地域では人口減少が進んでいる市町村が多い。このような中、コロナ禍の影響もあり地方移住への関心が高まっている。

そこで、県では、圏央道以北の地域を中心とした埼玉県への移住に関するプロモーションを実施することとし、本県への移住希望者に対する情報提供や移住相談件数の増加、最終的には埼玉への移住者数の増加を図るものである。

3 契約期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

4 委託内容

都内から地方への移住に関心がある方は、移住先の人間関係やコミュニティへの円滑な加入について不安を感じており、それが移住への課題の一つとなっている。

そのため、本県に既に移住し暮らしている方や地域で移住者の支援をしている方（以下、「先輩移住者等」という。）が、同じ移住者目線で移住関連の情報を伝えたり、移住相談等に対応したりすることが、本県への移住促進にとって大変有効である。

そこで、令和3年度は県内の先輩移住者等をネットワーク化し、都内で開催された移住イベントや都内大型店舗でのマルシェイベント等に参加してもらい、移住先としての埼玉県の魅力を発信したところである。

令和4年度は、既に構築した5つの先輩移住者等ネットワークの活動を更に活性化するとともに、圏央道以北地域における新たなネットワークを構築し、これらネットワークが自主的・持続的に活動できるような仕組みを構築する。あわせて、先輩移住者等ネットワークの活動状況等を県ホームページや県公式SNS等で情報発信するとともに、各種イベントやセミナー、相談会の開催を通じて、移住先としての埼玉県を強力にアピールする。

(1) 企画提案に当たっての共通要件

ア 事業の目的を十分理解した上で進捗管理を行い、業務全般に統一感及び連動性を持たせること。

イ 本事業に協力していただく先輩移住者等に対して、本事業の趣旨・目的、先

輩移住者等に期待する役割を、受託者から丁寧に説明した上で事業を実施すること。

ウ 事業実施に当たっては、委託者と綿密に連絡調整を行いながら業務を実施すること。業務委託契約締結後は、速やかに事業実施計画書等を作成し、業務受託期間中は月次の進捗報告会議等を開催するなど、委託者に対して月次の事業実施報告書により事業の進捗報告を行うこと。

エ 受託者は、業務に支障が出ないように必要な人員を配置し、業務の遅延が想定される場合には速やかに業務執行体制の見直しを行うなど、責任を持って適切な事業の運用・管理を行うこと。

オ 事業実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に十分配慮すること。

(2) 委託項目及び企画提案の内容は次の各号のとおりとする。なお、企画提案書の提出に当たっては、各項目が効果的な取組になるような提案を行うこと。

ア 既存の5つの先輩移住者等ネットワークの交流強化

- ① 令和3年度に構築した先輩移住者等ネットワークを更に活性化し、移住希望者の相談等の受け皿などとして、自主的・持続的に活動できる仕組みを提案すること。
- ② 先輩移住者等ネットワークの活動を活性化し、埼玉移住を促進するための交流会を開催すること。(各ネットワーク1回以上)
なお、交流会の様子を動画で配信したり、交流会後に移住相談会を開催したりするなど、移住希望者が埼玉関心を持てるような工夫について提案すること。

イ 新たな先輩移住者等ネットワークの構築

- ① 圏央道以北の地域で新たな先輩移住者等ネットワークを構築すること。(1地域 ※選定理由を明記すること。)
- ② 移住希望者の相談等の受け皿などとして、自主的・持続的に活動できる仕組みを提案すること。
- ③ 新たな先輩移住者等ネットワークで中心的な役割を担う先輩移住者等を提案すること。(1人以上 ※選定理由を明記すること。)
- ④ 新たな先輩移住者等ネットワークの交流会を開催すること。(2回以上)
なお、交流会の様子を動画で配信したり、交流会後に移住相談会を開催したりするなど、移住希望者が埼玉県に関心を持てるような工夫について提案すること。

ウ 都内等の店舗における移住PRイベントの実施

- ① 都内に店舗を有し移住希望者と親和性が高い企業と協力し、都内店舗のイベントスペース等で移住先としての本県をPRするイベント(移住PRイベント)を実施すること。(1回2日間 ※開催見込み店舗及び当該店舗の選定理由を明記すること。)

- ② 移住PRイベントは、先輩移住者等のライフスタイル、ワークスタイルの紹介、各者の製造する物品等の販売、トークショー等の開催など、移住先としての埼玉を強くアピールできる内容を提案すること。

エ 移住セミナー等における先輩移住者への相談等の実施

- ① 先輩移住者等がゲストスピーカーや相談対応者として参加する移住セミナー・移住相談会等を開催すること。（3回以上 ※多くの方に参加いただけるよう工夫する点について明記すること。）
- ② 移住相談会については、本県が参加予定の「ふるさと回帰フェア」や「JOIN移住・交流&地域おこしフェア」等の全国規模のイベントにおいて実施する移住相談等と連携して行うことができる。この場合、当該イベントと本事業の相乗効果が生まれる工夫をすること。

オ 各委託項目の実施に当たっての情報発信

- ① 先輩移住者等ネットワークの交流会、その他の活動、各種イベントへの参画の告知など、県のホームページ、公式SNS等を活用するなど、効果的な情報発信について提案すること。（効果的な告知となるよう工夫する点について明記すること。）
- ② 移住PRイベントの実施に当たっては、①による発信のほか、開催店舗のホームページや公式SNS等の情報発信力を活用するなどのほか、効果的な集客手法を提案すること。
- ③ 上記のほか、移住に関する情報発信は、県のホームページや公式SNS等により定期的に実施するほか、効果的に閲覧者数・フォロワー数を獲得する手法を提案すること。

※ ア～オに関する共通事項

- ① 移住希望者に情報が行き届くような提案をすること。
- ② 委託業務の目的を実現するための適切な業務実施体制やスケジュールを提案すること。
- ③ これまで本県の移住促進プロモーションで使用してきたキャッチフレーズ「埼玉物語」及び「saitama story」を使用すること。
- ④ イベント等の実施に当たっては必ず参加者アンケートを実施し、結果を分析・報告すること。その際、多数のアンケートを回収できるような方法を提案すること。
- ⑤ プロモーションの効果として、県移住ホームページのアクセス数の増加、県公式SNSのフォロワー数の増加のほか、移住相談件数の増加、本県への移住者数の増加につながるような提案をすること。
- ⑥ 実施する企画ごとに目的、効果、数値目標等を示すこと。（契約時に詳細を決定する。）
- ⑦ 本事業に関する費用は受託した金額により全て受託者が負担し、企画から実施、実施後のフォローまで受託者が責任を持って実施すること。
- ⑧ 交流会やイベントなどは、新型コロナウイルスの感染状況に対応できるよ

う、あらかじめ代替案（オンライン開催等）を検討し提案すること。

5 実施結果報告書

受託者は、委託者へ業務完了報告書を提出するときは、これに併せて受託業務の具体的内容及び成果等について記載した実施結果報告書を作成し提出すること。なお、成果については、数値等を用いるなどできるだけ具体的かつ客観的に示すこと。

6 委託業務実施に当たっての留意事項

(1) 第三者への委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(2) 委託業務に関して知り得た秘密

委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(3) 個人情報の取扱い

委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(4) 委託者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(5) 第三者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(6) 著作権の取扱い

受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）を委託者に無償で譲渡するものとし著作権者人格権を行使しないものとする。

ただし、受託者の所有する写真又は動画を構成する映像の素材についてはこの限りではないが、委託者が行う移住に関連する事業において使用する場合は、別途協議を行うものとする。

(7) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担

及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切の受託者の責任において処理するものとする。

(8) 人物画像の取扱い

本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

(9) 定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。